

# 事務所だより

第92号  
発行所  
藤田社会保険  
労務士事務所  
京都市伏見区

## 長期治療と就労の両立支援

### ガイドラインの参考資料を追加

昨年二月に厚生労働省が策定・公表した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」には、治療が必要な疾病を抱える方々が、就労することによって疾病を増悪させることなどが無いように、労働者への治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるための取組みがまとめられています。公表時のガイドラインには、「がん」に関する留意事項が盛り込まれていますが、今回「脳卒中」と「肝

疾患」に関する基礎情報と留意事項を追加されました。

### 脳卒中罹患者に

#### 関する基礎情報

脳卒中とは、脳の血管に障害がおきることによって生じる疾患の総称で、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などが含まれます。

医療の進展等に伴い、脳血管疾患の死亡率は低下し、若い世代の患者は、発症直後からのリハビリテーションを含む適切な治療により約7割がほぼ介助を必要しない状態まで回復し、職場復帰（復職）することが可能な場合も少なくないこのことです。

### 脳卒中罹患者の両立支援に当たっての留意事項

ガイドラインには脳卒中に罹患した方に対する留意事項として、次の三項目が挙げら

れています。

### ①再発等予防・治療のための配慮

脳卒中では病状が安定した後でも、再発予防のため継続した服薬や定期的な通院等が必要ことから、労働者から服薬や通院等に関する申出があった場合には、必要に応じて配慮することが望ましいとしています。

また、痛みやしびれなどの症状（慢性疼痛など）や記憶力の低下、注意力の低下など（高次脳機能障害）の後遺症が残ることがあり、就業上の措置を要する場合があります。に留意が必要としています。

### ②障害特性に応じた配慮

事業者は、産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフ等と連携して、障害（後遺症）の程度や内容に応じて、作業転換等の就業上の措置を行うことが求められています。

### ③復職後の職場適応とメンタルヘルス

脳卒中を発症し、手足の麻痺や言語の障害、痛みやしびれといった後遺症により、職場復帰以後に、発症前の自身とのギャップに悩み、メンタルヘルス不調に陥る場合があります。

るので注意が必要である、とされています。

### 肝疾患罹患者に

#### 関する基礎情報

肝疾患は、病気がある程度進行しないと自覚症状が現れない疾病で、自覚症状が出るころには、肝硬変など病気が進行した状態となっている場合があります。

一般定期健康診断等で行う血液検査により、肝臓の機能が正常かどうかを診断することができます。その結果、肝疾患の早期発見につながり、早期に治療を開始することにつながります。肝疾患の治療法や治療に伴う副作用等は、肝疾患の原因や進行度によっても異なります。

### 脳卒中罹患者の両立支援に当たっての留意事項

ガイドラインには脳卒中に罹患した方に対する留意事項として、次の2項目が挙げられています。

### ①肝疾患の特徴を踏まえた対応

一般的な対応としては、通院による治療や定期的な経過観察が必要であるため、労働者から通院等への配慮の申出があれば、事業者は、海外出張や不規則な勤務を避ける等、必要な配慮を検討し、対応することが望ましいとしています。

肝硬変の症状がある場合、労働者から体調が悪い等の申出があれば、配慮することが望ましいとしています。

肝がんに移行すると、通院による治療だけでなく、入院を伴う治療も必要となるため、状況に応じて配慮することが望ましいとしています。

### ②肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

周囲が感染のリスクについて誤った認識を持ち、就業の継続のための理解や協力が得られない場合もあるため、事業者は日頃から、疾患に関する正しい知識の啓発や環境の整備等を行うことが重要であるとされています。



# 短期在留外国人の脱退一時金

脱退一時金は、原則として次の四つの条件すべてに該当する方に対して、国民年金・厚生年金保険（共済組合）の被保険者（組合員）資格を喪失し、日本を出国後二年以内に請求したときに支給されます。

- ①日本国籍を有していない方  
日本国籍を有する方は、脱退一時金を請求できません。
- ②国民年金の第一号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数の保険料半額免除期間の月数の一

分の一に相当する月数、及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数とを合算した月数、または厚生年金保険の被保険者期間の月数が六か月以上ある方

- ③日本に住所を有していない方  
住民票を日本に残したまま海外へ出国した場合、再入国許可期間内は、原則として脱退一時金を請求することができません。
- ④年金（障害手当金を含む）を受け権利を有したことがない

方  
従来は、自国に戻ってからでなければ脱退一時金の請求ができませんでした。

しかし、平成二十九年三月以降は、転出届を市区町村に提出すれば、住民票転出（予定）日以降に日本国内での請求が可能となりました。

この場合は、日本国外に転出予定である旨が記載された住民票の写しや住民票の除票など、市区町村に転出届を提出したことが確認できる書類が必要です。なお、転出予定日以降に日本年金機構に到達するように送付しなければならぬことに注意してください。

再入国許可及びみなし再入国許可を受けて出国する方で、市区町村へ転出届を提出したうえで再入国許可を受けて出国している方は、脱退一時金を請求することができません。

再入国許可を受けて出国した方が、やむを得ない事由により住所を国外へ移すこととなった場合は、市区町村へ国民年金の資格喪失届を提出する必要があります。この届出を提出した場合に限り、再入国許可の有効期間（みなし再入国許可期間）が経過する前に脱退一時金の請求をすることができます。

なお、脱退一時金の請求が可能な期間は、国民年金の被保険者資格の喪失日から二年以内となります。

Q 当社の労働者代表から、時間単位の年次有給休暇を導入するように提案がありました。注意点など教えてください。

## 時間単位の年次有給休暇

A 時間単位の年次有給休暇の導入には、次の4つの事項についての労使協定を締結する必要があります。

- 1、時間単位の年次有給休暇の対象労働者の範囲を定める。  
たとえば、対象者を正社員のみとし、それ以外の社員には適用しないことも可能です。
  - 2、時間単位の年次有給休暇の日数を定める。  
1年間に利用できる日数は5日までとしなければなりません。
  - 3、時間単位の年次有給休暇1日の時間数を定める。  
1時間に満たない端数の時間は1時間に切り上げます。分単位など時間未満の単位は認められません。
  - 4、1時間以外の時間を1単位とする場合は、その時間を定めます。  
必ず1時間を1単位とする必要はなく、2時間を1単位とすることも可能です。
- なお、あらかじめ労使協定において次の事項を定めることは認められていません。
- ①時間単位年休を取得することができない時間帯を定めておくこと。
  - ②所定労働時間の中に時間単位年休を取得することを制限すること。
  - ③1日において取得することができる時間単位年休の時間数を制限すること。
- その他、時間単位年休制度に関する通達（平成21年5月29日基発第0529001号）が出ていますので、あわせて確認してください。

### 四月の労務手続 「提出先・納付先」

- 十日  
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 「公共職業安定所」

- 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
- 「労働基準監督署」

五月一日

## 藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017  
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504  
TEL・FAX 075-611-5300  
e-mail  
k-fujita@k-fujita-sr.com  
URL http://k-fujita-sr.co

## 編集後記

昨年の秋に種から育て始めたパンジーやビオラの育ちが悪く、四〇粒以上の種のうち三つだけが苗として成長を続けています。  
春休みが過ぎた頃には咲き始めるのでは、と期待しています。

- 預金管理状況報告の提出  
「労働基準監督署」
- 労働者死傷病報告の提出  
（休業四日未満、一月〜三月分）  
「労働基準監督署」
- 健保・厚生保険料の納付  
「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出  
「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出  
「公共職業安定所」